

令和8年度 八女市 利用者負担額（保育料）

令和8年4月

【3号認定：満3歳未満(4月1日時点)】				利用施設：保育所、認定こども園(保育部)			
国の基準(上限)				八女市の基準			
階層区分		保育標準時間	保育短時間	階層区分		保育標準時間	保育短時間
		円	円			円	円
1	生活保護世帯	0	0	1	生活保護世帯	0	0
2	市区町村民税非課税世帯	(0) 0	(0) 0	2	市区町村民税非課税世帯	(0) 0	(0) 0
3	市区町村民税所得割課税額 48,600円未満	(9,000) 19,500	(9,000) 19,300	3	市区町村民税均等割のみ世帯	(4,250) 9,500	(4,150) 9,300
				4	市区町村民税所得割課税額 48,600円未満	(4,500) 9,700	(4,500) 9,600
4	市区町村民税所得割課税額 97,000円未満 (うち77,101円未満)	(9,000) 30,000	(9,000) 29,600	5	市区町村民税所得割課税額 75,000円未満	(4,500) 15,000	(4,500) 14,700
				6	市区町村民税所得割課税額 97,000円未満(うち77,101円未満)	(4,500) 19,000	(4,500) 18,600
5	市区町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	43,900	7	市区町村民税所得割課税額 130,000円未満	27,500	27,000
				8	市区町村民税所得割課税額 169,000円未満	35,500	34,800
6	市区町村民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	60,100	9	市区町村民税所得割課税額 235,000円未満	43,000	42,200
				10	市区町村民税所得割課税額 301,000円未満	45,000	44,200
7	市区町村民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	78,800	11	市区町村民税所得割課税額 301,000円以上	49,500	48,600
8	市区町村民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	102,400				

- 税額の計算には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。
- 同一世帯から2人以上の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、年齢が高い者から2人目は半額、3人目以降は無料になります。
- 前項の多子軽減措置について、市町村民税所得割課税額57,700円未満の場合及びひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は年齢制限を設けません。
- 前項に加え、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯で市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合、年齢が高い者から1人目は()の保育料が適用され、2人目以降は無料になります。
- 保護者と生計同一で、かつ、保護者に扶養されている子どもが「3人」以上いる世帯の子どものうち、年長者から数えて第3子以降は無料になります。
- 8月までの保育料は令和7年度の市町村民税額、9月以降の保育料は令和8年度の市町村民税額により決定されます。
- この保育料のほかに、施設によって教材代、行事代などの実費徴収費が必要になることがあります。
- 保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。